

## 錦江町農業委員会 9月総会議事録

○ 開催日時 平成30年9月25日(火) 午後1時30分から

○ 開催場所 錦江町役場 会議室

○ 出席委員 (農業委員14人、農地利用最適化推進委員9人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	安水 純一
〃	4番	鳥越 秀一
〃	5番	徳永 哲朗
〃	6番	坂元 博美
〃	7番	寺田 郁哉
〃	8番	鍋 康博
〃	9番	元丸 敏朗
〃	10番	貫見 和洋
〃	11番	毛下 利美
〃	12番	内菌 雄治
〃	14番	本釜 好子
〃	15番	平原 榮

### 農地利用最適化推進委員

〃	内菌 政文
〃	山中 徹
〃	水流 佳文
〃	竹原 政洋
〃	安水 峯晴
〃	西川 健児
〃	折小野 道男
〃	横原 利己
〃	弓指 義洋

○欠席委員

委員	13番	宿利原 進
----	-----	-------

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 川越 正治

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利  
用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議 長	<p>只今より平成30年9月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日は宿利原 進委員が欠席であります。錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に2番 鈴委員と3番 鍋委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第21号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第21号について説明いたします。</p> <p>先ず受付番号110号から120号までの貸し人はM・Mさん、H自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、110号が田代川原字白桃ノ下901番1、地目は田、地積は2,307㎡、111号が田代川原字早瀬1029番、地目は田、地籍は493㎡、112号が田代川原字早瀬1030番、地目は田、地籍は569㎡、113号が田代川原字早瀬1031番、地目は田、地籍は487㎡、114号が田代川原字牧ノ原3502番、地目は畑、地籍は2117㎡のうち400㎡、115号が田代川原字牧ノ原3503番、地目は畑、地籍は3675㎡のうち550㎡、116号が田代川原字宮ケ原3580番1、地目は田、地</p>

籍は965㎡、117号が田代川原字宮ケ原3580番2、地目は田、地籍は347㎡、118号が田代川原字宮ケ原3583番、地目は田、地籍は447㎡、119号が田代川原字早瀬ノ原3635番1、地目は畑、地籍は1,089㎡、120号が田代川原字早瀬ノ原3636番1、地目は畑、地籍は2,365㎡で、11筆の合計は10,019㎡となっています。

貸付期間は平成30年9月26日から平成40年12月14日までで、使用貸借のため。小作料金は発生しません。

受付番号110号から120号までの借り人は、M・Tさん、H自治会在住の方です。

M・Tさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者1名、自作地14,861㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は180日で、農業機械の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、動噴各1台となっています。

この件の担当調査員は、10番 貫見委員です。

次の受付番号121号から123号までの貸し人はI・Tさん、Y自治会在住の方です。

申請地は、121号が田代麓字牧原2837番、地目は畑、地積は1002㎡のうち813㎡、122号が田代麓字山下5417番1、地目は畑、地積は412㎡、123号が田代麓字山神2845番、地目は田、地積は2,130㎡で、3筆の合計は3,355㎡となっています。

貸付期間は平成30年9月26日から平成40年12月14日までで、使用貸借のため。小作料金は発生しません。

受付番号121号から123号までの借り人は、I・Yさん、Y自治会在住の方です。

I・Yさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、自作地3,355㎡水稻、養鶏を主体とした経営をされています。

農業従事日数は350日で、農業機械の所有状況は、軽トラック3台、トラクター、ホイールローダー、バインダー各1台となっています。

この件の担当調査員は、11番 毛下委員です。

次の受付番号124号、125号の貸し人はY・Zさん、F自治会在住の方です。

申請地は、124号が城元字中鳥井1240番1、地目は田、地積は1,235㎡、125号が城元字大田中1117番1、地目は田、地籍は500㎡で、2筆の合計は1,735㎡となっています。

貸付期間は平成30年9月26日から平成35年12月14日までで、小作料金は、124号が35,000円、125号が15,000円となってい

	<p>ます。</p> <p>借り人は、M・Tさん、R自治会在住の方です。</p> <p>M・Tさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名で、自作地7,753㎡、小作地28,524㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、管理機4台、トラクター2台、軽トラック、移植機、田植機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、内園政文推進委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号110号から120号までについて、10番 貫見委員お願いいたします。</p>
10番 貫見委員	<p>はい。報告します。</p> <p>受付番号110号から120号までの貸し人のM・Mさんと借り人のM・Tさんは親子関係でございます。これは農業者年金の経営移譲に伴うことでありますので、何ら問題は無いと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号121号から123号までについて、11番 毛下委員お願いいたします。</p>
11番 毛下委員	<p>はい。報告します。</p> <p>このI・TさんとI・Yさんのも親子関係で、経営移譲年金受給のためということでよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号124号、125号について、内園推進委員お願いいたします。</p>
内園 推進委員	<p>報告します。</p> <p>ここの田んぼは永年、H・Tさんが耕作されていましたが、もう作らないということで、隣を作っていますM・T君に話をしまして、良いですよということで承諾を得ました。M・T君は町の定める要件はクリアしていると思われまますので、よろしく申し上げます。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第21号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第21号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第21号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、平成30年9月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。</p>

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

2 番

3 番

議事録調整者 窪 和人